九十九里地域水道企業団公告

一般競争入札（事後審査型）の実施について

地方自治法施行令第１６７条の６の規定により一般競争入札を次のとおり実施します。

令和８年３月６日

九十九里地域水道企業団
企業長　鹿　間　陸　郎

１　一般競争に付する事項

（1）工　　事　　名　　光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事
（2）工　事　場　所　　山武郡横芝光町傍示戸１０２６番地
（3）一般競争入札　　郵便入札・事後審査方式
（4）工　事　期　限　　令和９年３月１２日限り
（5）工 事 の 概 要
　ア　目的
　　本工事は、光浄水場の送水ポンプの更新を行うものである。
　イ　概要
　（ア）１号・４号送水ポンプ更新　　２台
　（イ）１号・４号電動仕切弁更新　　２台
　（ウ）１号・４号逆止弁更新　　２台
（6）予　定　価　格　　落札決定後公表
（7）最低制限価格　　最低制限価格制度実施要領を適用し設定する。
（8）入 札 保 証 金　　免除
（9）契 約 保 証 金　　請負代金の１／１０以上
(10) 工事費内訳書　　提出（本工事内訳書及び第１号～第５号内訳書）
(11) 前・中間支払金　　対象としない

※最低制限価格の算出方法については、企業団ホームページ内「最低制限価格制度実施要領」に掲載しています。
※この公告に係る契約について、当企業団の事業は令和８年度より千葉県企業局へ引き継ぐことから、本件の契約についても令和８年４月１日から千葉県企業局へ引き継がれるものとなります。

２　入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

（１）本工事の公告日前に効力を有する令和６・７年度九十九里地域水道企業団建設工事等資格者名簿「建設工事用」に登載されているもののうち、【機械器具設置工事】について、建設業法に定める一般又は特定建設業の許可を受けている者。

（２）本工事の公告日から本工事の開札の日までの間に、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていない者。

（３）本工事の公告日前に千葉県に本店又は建設業法に基づく許可を得た支店等がある者。

（４）【機械器具設置工事】の工種に係る格付けがＡ等級である者。

（５）公告日から起算して過去１０年間において、上水道施設におけるポンプ設備工事施工実績を元請として有する者。

（６）本工事において、【機械器具設置工事】の主任技術者又は監理技術者（開札日現在３か月以上の雇用関係にある者）を関係法令に基づき配置できる者。

（７）地方自治法施行令第１６７条の４の規定のほか、次の各号に該当しない者。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者又は本工事の開札日前６か月以内に手形・小切手を不渡りした者。

イ　会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定が本工事の公告日までにされていない者。

ウ　民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定が本工事の公告日までにされていない者。

３　開札の場所及び日時

（１）場　　所　　九十九里地域水道企業団第２会議室
　　東金市東金７６９番地２

（２）日　　時　　令和８年３月２５日（水）午前・~~午後~~　　１０時００分

４　設計図書の閲覧方法

原則として、企業団ホームページからのダウンロード又は、企業団窓口での閲覧となります。

５　入札書の郵送方法

（１）郵送方法　　一般書留又は簡易書留

（２）到着期限　　令和８年３月２４日（火）午後５時必着

（３）送 付 先　　〒２８３－０８０２
東金市東金７６９番地２
九十九里地域水道企業団　総務課　管財班行

ア　郵送は外封筒（角形２号程度）及び中封筒（長形３号程度）の２重封筒としてください。

外封筒には入札書を同封した中封筒、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書（指定された場合）を入れて封かん（同封されていない場合は入札無効となります。）し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）指定した郵送先

（イ）入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書（指定された場合）在中の旨

（ウ）公告した工事名

（エ）公告した工事場所

（オ）開札日

（カ）入札者の商号又は名称

イ　中封筒には入札書を入れて封かん及び代表者印により３箇所封印し、封筒の表面に次の事項を必ず記載してください。

（ア）入札書在中の旨

（イ）公告した工事名

（ウ）公告した工事場所

（エ）開札日

（オ）入札者の商号又は名称

ウ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書の各々の様式については、企業団ホームページ掲載の入札情報・入札様式よりダウンロードし作成してください。

エ　入札書、誓約書、入札参加資格確認申請書、工事費内訳書（指定された場合）等の書類の日付については、開札日の記入をお願いします。

オ　開札日が同日であっても、外封筒及び入札書は公告ごとに作成してください。
封筒の封は糊付けでお願いします。

６　工事費内訳書の提出

（１）入札参加者は、工事費内訳書の提出を求められている場合は、工事費内訳書が同封されていない入札書は無効となります。また、次の各号に該当する場合も、入札が無効となるので留意してください。

ア　入札書の記載金額と工事費内訳書の積算金額が相違する場合。

イ　工事費内訳書に工事名、工事場所の記載がない場合。

ウ　工事費内訳書に入札者の商号又は名称がなく、押印が欠けている場合。

エ　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち本工事内訳書及び内訳書に記載された項目が欠けている場合。

（２）工事費内訳書は次のどちらかの様式により作成してください。

ア　入札公告で示した設計書（金抜設計書）のうち、本工事内訳書及び内訳書に金額を記載したもの。

イ　アと同一の項目が含まれた任意の様式により作成したもの。

７　入札回数

入札の回数は３回とする。

８　設計図書等に関する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、書面でＦＡＸ等により提出してください。

（１）提出期限　　令和８年３月１１日（水）午後５時まで

（２）提 出 先　　九十九里地域水道企業団　総務課　管財班

ＴＥＬ　０４７５－５４－０６３１

ＦＡＸ　０４７５－５４－２０６８

（３）回　　答　　質問に対する回答は令和８年３月１３日（金）にホームページに掲載します。

９　入札の執行

到着期限までに到着した入札書が１通の場合でも、当該入札は執行します。

10　開札の立会

開札の立会については任意ですので、必ず参加しなければならないものではありません。

ただし、参加しなかった場合は再度入札を行うことはできません。

代理人をもって参加する場合は委任状の提出をお願いします。

11　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内（最低制限価格を設定した場合は、予定価格と最低制限価格の範囲内）で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

以下低い価格で入札した者から順次落札候補者として資格審査を行い、後日落札者を決定し、連絡いたします。

（２）予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度入札を行うものとする。

ただし、初回の入札で無効となった者は、再度入札には参加できない。

（３）再度入札においては、入札書を封筒に入れずに提出することができるものとする。

（４）落札候補者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者としての順位を決定する。

なお、くじを引かない者があるときは、これに代わり入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（５）再度入札において落札候補者がない場合は、当企業団建設工事等契約事務取扱要綱第１４条第１項の規定によるものとする。

12　落札候補者となった場合提出する書類

落札候補者は速やかに次の書類を提出するものとする。

（１）施工実績の確認書類として、工事名・発注機関名・契約金額及び工事概要等が確認できるもの。

（２）【機械器具設置工事】の主任技術者又は監理技術者の資格を証明するもの。（開札日現在３か月以上の雇用関係の証明含む）

13　その他

（１）上記のほか、入札公告及び入札の概要を熟知し、入札書を郵送してください。

（２）入札書を投函する前に、再度必ず確認してください。

（３）開札日には、再度の入札に備え予備の入札書を持参してください。

（４）入札書到達の有無等の問い合わせには、一切対応しません。

（５）入札参加者は、ホームページ掲載の入札情報の入札約款を熟読し、遵守してください。

令和　８　年度

光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事

設　計　書

九　十　九　里　地　域　水　道　企　業　団

013840020

総括表

九十九里地域水道企業団	工事番号	九水企改令８第２号	提出年月日	

課長	副課長	場長	副場長	班長	審査	設計

年度科目	令和　8　年度	款	項	目	節
		資本的支出	建設改良費	改良施設費	工事請負費

工事名	光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事		
工事場所	山武郡横芝光町傍示戸1026番地	工事施行方法	請　負
		工事期限	令和９年３月１２日限り

設 計 金 額	円
工 事 価 格	円
消費税相当額	円

九　十　九　里　地　域　水　道　企　業　団

013840020

設 計 説 明	本工事は、光浄水場の送水ポンプを更新するものであり その概要は下記のとおりである。 記 １．１号・４号送水ポンプ更新　　２台 ２．１号・４号電動仕切弁更新　　２台 ３．１号・４号逆止弁更新　　２台 －以上－

本　工　事　内　訳　書

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
本工事費								
	機器費							
		機器費		式	1			第 1 号内訳書参照
	機器費計							
	直接工事費							
		材料費						
			材料費	式	1			第 2 号内訳書参照
			補助材料費	式	1			
		労務費						
			一般労務費	式	1			第 3 号内訳書参照
			機械設備据付労務費	式	1			第 4 号内訳書参照

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
		直接経費						
			機械経費	式	1			
			総合試運転費（ポンプ場施設）	式	1			
	直接工事費計(仮設費除く)			式	1			
		仮設費						
			仮設費(率計上)	式	1			
直接工事費計								
	間接工事費							
		共通仮設費(積上分)						
			準備費 現場発生品処分費	式	1			第 5 号内訳書参照
		共通仮設費(率計上)						

費目	工種	種別	細別	単位	数量	単価	金額	摘要
			共通仮設費(率計上)	式	1			
	純工事費							
		現場管理費		式	1			
		据付間接費		式	1			
	据付工事原価							
	工事原価							
		一般管理費等		式	1			
	工事価格							
		消費税相当額		式	1			
工事費計								

第 1 号内訳書　　機器費　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
横軸両吸込渦巻ポンプ	φ300×φ250 全揚程50m 吐出量8.5m3/min 動力110kW 回転数1450rpm 駆動方式電動機	台	2			
外ねじ式電動仕切弁	φ300 ﾌﾗﾝｼﾞJIS B 2062 面間寸法400mm 圧力0.51Mpa 0.75kW 4P AC200V 50Hz E種	台	2			
ダッシュポット付逆止弁	φ300 ﾌﾗﾝｼﾞJIS B 2062RF 面間寸法630mm 圧力0.51Mpa 常用流量13.0m3/min	台	2			
計						

第 2 号内訳書　　材料費　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
ヴィクトリックジョイント	φ300 ｸﾛｰｻﾞｰｼﾞｮｲﾝﾄ CL-A型 使用圧力1.0Mpa 相手管差込型(隙間100mm確保)	組	2			使用用途伸縮可とう管
上水フランジパッキン	φ350　7.5K　NBR	枚	8			
上水フランジパッキン	φ200　7.5K　NBR	枚	2			
計						

第 3 号 内訳書　　一般労務費　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
設備機械工		人				
普通作業員		人				
電工		人				
計						

第 4 号 内訳書　　機械設備据付労務費　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
機械設備据付工		人				
計						

現場発生品処分費

第 5 号内訳書　　準備費　　1式

名称	規格寸法	単位	数量	単価	金額	摘要
現場発生品積込・荷卸		t	3.5			第 1 号単価表参照
現場発生品運搬		t	3.5			第 2 号単価表参照
処分費	金属くず	m3	3.1			
計						

第 1 号　単価表　　現場発生品及び支給品積込・荷卸　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
トラック［クレーン装置付］	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積 吊能力2.9t	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手（特殊）		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1t　当り					

第 2 号　単価表　　現場発生品運搬　　1　t　当り

名称	規格寸法	単位	構成比	東京単価	積算単価	摘要
標準単価			P			
機械構成比		%	K			
トラック［クレーン装置付］	ﾍﾞｰｽﾄﾗｯｸ4~4.5t積 吊能力2.9t	%	K1			
労務構成比		%	R			
運転手（特殊）		%	R1			
特殊作業員		%	R2			
材料構成比		%	Z			
軽油		%	Z1			
	1t　当り					

光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事

特　記　仕　様　書

九 十 九 里 地 域 水 道 企 業 団

第１章　一般共通事項

１．本特記仕様書によって施工する工事は、光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事で、設計書及び工事等共通仕様書、関係法令等に基づき九十九里地域水道企業団監督職員（以下監督職員という。）の指示に従い施工すること。

２．受注者は、工期を厳守し、同期間内に完成させること。

３．受注者は、工事施工に先立ち、施工計画書を作成し、監督職員に提出すること。

４．設計図書に明示ない事項で疑問を生じた場合は、監督職員と協議することとし、施工上若しくは技術上、当然必要と認められるものについては、受注者の責任において施工すること。

５．当企業団は、必要に応じて工事の増減、変更又は中止を命ずることができる。

　また、工事施工上、設計変更が生じた場合においても、これらの場合における請負金額の増減は、契約書に基づき当企業団及び受注者両者協議のうえ、当企業団単価及び積算基準により行うものとする。

６．受注者は、工事施工にあたり、工事に関する諸法規、関係諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、安全対策に十分留意すること。

７．工事施工にあたり、資格を必要とする作業は、それぞれ有資格者が施工すること。

８．工事用機械、器具等は、設計図書に指定されている場合は、これに適用するものを使用すること。

　ただし、工事施工にあたり、より条件に合った機械、器具がある場合は監督職員の承諾を得て使用することができる。

９．工事施工に際し、障害となる既設構造物その他に対しては、監督職員と協議のうえ防護又は一時移転を行うこと。

　万一損害を与えた場合は、受注者の責任において一切を処理すること。

10．本工事に関連して、他の工事及びその他交渉の必要が生じたときは、監督職員に連絡し、関係者による協議を実施し工事の進捗を図ること。

11．就業時間は、平日午前８時３０分より午後５時迄とし、土曜日、日曜日及び祝日は休日とする。

　ただし、平日以外または就業時間外に作業を行う必要を生じた場合は、監督職員にその内容を説明し、書面により承諾を得たうえで実施することができる。

12．作業中は、現場の整理整頓を行い常に安全な状態で施工すること。

　また、作業終了後は清掃を行い現場の美化に努めること。

13．受注者は、設計図書に記載された機器、材料について、承諾図書を作成し、監督職員の承諾を得ること。

14．受注者は、機器及び材料については、現場搬入の都度、監督職員の確認を受けること。

15．受注者は、当企業団の定める工事記録写真撮影要領により写真を撮影し、完成図書とともに提出すること。

16. 工事完成検査にあたり、現場代理人及び主任技術者は当該検査に立ち会わなければならない。

17. 提出書類

（１）契約関係　　一式（紙媒体）

（２）施工管理関係　一式（紙媒体、電子納品（２枚））

九十九里地域水道企業団ホームページ（トップページ）　＞　工事情報　＞　工事及び業務委託関係提出書類　参照すること。

（３）その他監督職員の指示するもの

第２章　注意事項

１．浄水作業を最優先し、支障とならないこと。

２．工事場所は稼働中の浄水場内であることから、工事範囲以外の施設、敷地へ立ち入らないこと。

また、許可無く場内の施設及び機械器具等には絶対触れないこと。

３．作業員名簿を提出し、作業員等の管理を徹底すること。

４．作業開始前は、作業内容・作業人員を報告すること。

５．衛生管理

（１）水道施設での施工に当たっては、水道法その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分留意すること。

（２）取水場、浄水場等その他これらに準じる水道施設は飲料水を取り扱うので、衛生には十分注意し、また、油脂や薬剤等、飲料水や水道施設に汚染を及ぼすものは取り扱いに注意しなければならない。

（３）水道法第 21 条第１項に基づき受注者は、作業従事者の健康診断（細菌検査）について、次のとおり受検させること。

ア　検査対象者

直接水に触れる作業をする者及び監督員が指定する者。

イ　健康診断項目

O157、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス菌、パラチフス。

ウ　提出書類

アに該当する作業従事者については、作業従事者健康診断書結果の写し（細菌検査）を監督員に提出すること。

その他、監督職員の指示によるものとする。

エ　検査の実施時期

現場作業を開始する直前に第１回目を行い、その後はおおむね６か月ごとに行うこと。

第３章　アスベスト調査等

本工事は、アスベスト調査等の対象工事で

□あるので、本章を適用する。

☑ないので、本章を適用しない。

第４章　機器仕様

１．対象機器

（１）１号・４号送水ポンプ　　２台

ア　横軸両吸込渦巻ポンプ　※ポンプベース・電動機は既設流用とします。

（参考　既設メーカー：(株)電業社機械製作所）

口　　径：φ300×φ250

全　揚　程：50m

吐　出　量：8.5 ㎥/min

回 転 方 向：駆動機側から見て反時計方向

駆 動 方 式：電動機 110kW

フ ラ ン ジ：吸込側（φ300）：JIS7.5k（水協）

吐出側（φ250）：JIS7.5k（水協）

ケーシング：ボリュート、水平二つ割

支 持 方 法：フートサポート

軸　継　手：フランジ形たわみ軸継手

潤 滑 方 式：オイル

イ　主要部材質（同等以上）

インペラ：SUS304

ケーシング：FC250

主軸：SUS304

軸スリーブ：SUS304

ライナリング：CAC406

軸受ケース：FC200

ウ　付属品

連成計（ゲージコック共）　１個

圧力計（ゲージコック共）　１個

圧力スイッチ　１個

満水検知器　１式

タービン油＃32　3.5ℓ

（２）１号・４号送水ポンプ用電動仕切弁　２台

ア　外ねじ式電動仕切弁（参考　既設メーカー：(株)栗本鐵工所）

口　　径：φ300

フランジ：JIS　B　2062

面間寸法：400㎜

常用圧力：0.51Mpa（5.2kgf/cm2）

最高使用圧力：0.69Mpa（7.0kgf/cm2）

中間開度の使用：無

駆動部型式：LTKD-05（参考　既設メーカー：西部電機（株））

モーター出力：0.75kW、4P、AC200V、50Hz、E種

イ　主要部材質（同等以上）

弁箱：FC200

弁体：FC200

弁座：BC3

弁棒：SUS403

（３）１号・４号送水ポンプ用逆止弁　　２台

ア　ダッシュポット付逆止弁（参考　既設メーカー：(株)森田鉄工所）

口　　径：φ300

フランジ：JIS　B　2062RF

面間寸法：400㎜

使用圧力：0.51Mpa（5.2kgf/cm2）

最高使用圧力：0.69Mpa（7.0kgf/cm2）

常用流量：13.0m3/min

最小流量：4.7m3/min

最大流量：15.5m3/min

ダッシュポット形式：緩閉式　φ100　油圧式

リミットスイッチ形式：BZE-5001

イ　主要部材質（同等以上）

弁　　箱：FC200

弁体弁座：BC3

弁箱弁座：BC3

弁　　棒：SUS403

ウ　付属品

バイパス弁：20A

空気抜き：1/2B（プラグ止め）

ダッシュポット用オイル：（高圧絶縁油注入済）

第５章　材料仕様

（１）ヴィクトリックジョイント　　２組

ア　ジョイント本体 クローザージョイントCL-A型

口　　径：φ300 用
接続形状：相手管差し込み型（間隔 100mm 確保）
使用圧力：1.0Mpa
使用用途：伸縮可とう管

イ　主要部材質（同等以上）
ジョイント部：SS400（ハウジング材質：FCD450）
ゴムリング材質：SBR
ボルト・ナット材質：SS400

（２）上水フランジパッキン　　８枚
口径：φ350 用
フランジ規格：7.5k
材質：NBR

（３）上水フランジパッキン　　２枚
口径：φ200 用
フランジ規格：7.5k
材質：NBR

第６章　工事仕様

１．工事仕様

（１）送水ポンプ更新

既設のポンプを撤去し新たにポンプを据え付ける。

なお、ポンプベース及び電動機は既設流用するものとし、据え付け後は補修塗装をすること。

本ポンプは水道用水供給の取引に係る重要な機器となるため、受注者は、出荷前に国内製作工場内にて実流量試験を行い、試験結果（検査記録・検査写真等）を監督職員に提出すること。

（２）送水ポンプ用電動仕切弁

既設の電動仕切弁を撤去し新たに電動仕切弁を据え付ける。

据え付け後は補修塗装をすること。

（３）送水ポンプ用逆止弁

既設の逆止弁を撤去し新たに逆止弁を据え付ける。

なお、基礎ボルトは既設流用するものとし、据え付け後は補修塗装をすること。

（４）試運転確認

据え付け完了後に試運転を行い異常のないことを確認すること。

なお、測定データに付いては、更新前と更新後のデータを比較することとし、確認項目は以下のとおりとする。

ア　送水ポンプ

① 各種データ測定（軸受温度測定、振動測定、運転音確認）
② 軸注水等の調整
③ 運転状況の確認

イ　送水ポンプ用電動仕切弁、送水ポンプ用逆止弁
① ブレーキ動作確認、インターロックスイッチ・リミットスイッチ・トルクスイッチ動作確認（電動仕切弁）
② 開度発信器調整、開閉動作確認（電動仕切弁）
③ モーター及びスイッチ類の絶縁抵抗測定、電流値測定（電動仕切弁）
④ 動作状況の確認（電動仕切弁、逆止弁）

第７章　工事特記事項

１．法令及び規格等適用基準

仕様書記載の法令規格によるほか、下記事項を適用する。【最新版】

（１）日本産業規格（JIS）
（２）日本水道協会規格（JWWA）
（３）水道施設設計指針（日本水道協会）
（４）水道維持管理指針（日本水道協会）
（５）水道工事標準仕様書（日本水道協会）
（６）コンクリート標準示方書（土木学会）
（７）水道施設耐震工法指針・解説（日本水道協会）
（８）電気学会　電気規格調査会標準規格（JEC）
（９）日本電気協会　内線規程
（10）日本電機工業会規格（JEM）
（11）公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
（12）公共建築工事標準図（電気設備工事編）
（13）その他関係法令・規格

２．施工管理

本浄水場は運用中であり、既設設備内容を十分に把握した後、切換工程を組み、工事を進める必要がある。

・撤去工事は、専門技術・知識及び経験を有する技術者による施工管理を行うこと。
・設備電源の切換え等により浄水設備を停止させる場合、事前に浄水場側に作業要領書を提出すること。

３．関連工事との協調

本工事は、浄水場内での施工となるため、浄水場維持管理業務と競合するので、受注者は資材搬入ルート、工事用車両の制約等については、浄水場及び近接工事施工業者と調整のうえ施工を行うこと。

４．用地の使用

受注者は、工事施工のために企業団用地を使用するときは、施設管理者の承諾を受けなければならない。

５．工事現場管理

（１）施工中の安全確保に関しては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害及び事故の防止に努めること。

なお、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告すること。

（２）気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努めること。

（３）工事の施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努めること。

（４）塗料、シーリング剤、接着剤その他の化学製品を取扱う場合は、当該製品の製造所が作成した安全データシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図り、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努めること。

６．養生・後片付け

既設浄水設備、工事目的物の施工済み部分等については、汚染又は損傷しないよう適切な養生を行うとともに、工事完成後は、施工範囲および工事影響範囲の後片付け及び清掃を行うこと。

建設副産物に関する特記仕様書

第１章　建設副産物対策

１．共通事項

（１）「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」により作成し、施工計画書に含め各１部提出すること。

なお、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各１部提出するとともに、これらの記録を工事完成後五年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

（２）「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を１部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、１部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提示し確認を受けること。

（３）建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のＤ票及びＥ票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの（受渡確認票等）を提示すること。

２．建設廃棄物

本工事により発生する鉄くず（３．５ｔ）は、千葉県四街道市吉岡４９３－１(株)鈴亀、片道運搬距離３１．６㎞の処理施設に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち受け入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

※上記の指定処理は積算上の条件であり、処理施設を指定するものではない。

掲示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

工事発注後、事情により上記の条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。

３．その他

（１）建設副産物対策を適切に実施するため、工事現場における責任者を明確にし、計画内容等を現場担当者に周知徹底しなければならない。

（２）工事現場において、建設廃棄物の処理方法毎に分別し、保管基準を遵守し、適切に保管しなければならない。

（３）建設廃棄物の再利用及び減量化のできないものについては、廃棄物処理法に基づき適正に処理しなければならない。

（４）建設廃棄物の処理を委託する場合には、以下の事項に留意し適正に委託しなければならない。

ア　廃棄物処理法に規定する処理基準を遵守すること。

イ　建設廃棄物運搬については、運搬経路の設定及び車両、積載量の適切な管理をすること。

（５）塗料等の付着した缶等は、専門の処理業者に委託する等により適正に処理しなければならない。

（６）受注者は廃棄物の処理に関し、以下の書類を提出しなければならない。

ア　収集・運搬及び処分委託契約書の写し。

イ　収集・運搬業許可証及び処分業許可書の写し。

ウ　再生資源利用実施書及び、再生資源利用促進実施書並びに、建設副産物情報交換システム工事登録証明書。

エ　運搬経路図。

オ　保管、搬出、処分（搬出車両ナンバー、処分場掲示板）等の写真。

カ　その他監督職員の指示する書類。

（７）本工事で発生する撤去品のうち有価物として処理するものについては、スクラップ工場までの運搬・搬入を適正に行うこととし、受入証明書または、それに代わるもの及び受入時の写真等を監督職員に提出すること。

第２章　建設リサイクル法

１．特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

（１）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象建設工事であり、分別解体

等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（２）受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

・再資源化等が完了した年月日

・再資源化等をした施設の名称及び所在地

・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

２．請け負おうとする建設業を営む者からの事前説明に関する事項

（１）建設リサイクル法第１２条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、「法第１２条第１項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

（２）書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

個人情報取扱特記事項

第１章　個人情報取扱特記事項

１．基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

２．事務従事者への周知及び監督

（１）事務従事者への監督

受注者は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（２）事務従事者への周知

受注者は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

ア　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。

イ　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと。

３．個人情報の取扱い

（１）収集の制限

受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（２）秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（３）漏えい、滅失及びき損の防止等

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（４）持ち出しの制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（５）目的外利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（６）複写又は複製の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報

が記録された機器等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

４．再下請の制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

５．事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

６．機器等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に作業の方法を指示したときは､当該方法によるものとする。

７．発注者の調査、指示等

（１）調査、指示等

発注者は、受注者がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（２）公表

発注者は、受注者がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等の必要な事項を公表することができる。

８．契約の解除及び損害の賠償

（１）発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

ア　受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき。

イ　受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

注　本契約においては、特定個人情報(個人番号等)は一切取り扱わないものとする。

安全管理に関する特記仕様書

第１章　安全管理に関する特記事項

１．総則

本特記仕様書は、現場作業内容に応じた安全・訓練活動を通して安全に工事を実施可能な体制及び環境を整えるために必要な事項を定めるものとする。

２．安全・訓練等の実施

（１）安全・訓練等の実施に当たっては、原則として工事着手後、作業員全員を対象として、月当たり半日以上の時間を割り当てるものとする。

（２）実施内容は現場作業に即したものとし、下記の項目から選択するものとする。

ア　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

イ　本工事内容等の周知徹底

ウ　本工事における災害対策訓練

エ　本工事現場で予想される事故対策

オ　その他、安全・訓練等として必要な事項

３．安全・訓練等に関する計画書の作成

安全・訓練等に関する具体的な計画書を作成し、本工事の施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

４．安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況は、ビデオ又は写真等に記録し報告するものとする。

５．本特記仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

電子納品に関する特記仕様書

第１章　電子納品に関する特記事項

１．一般事項

本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「工事の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは次項以降の内容に基づいて作成した電子データを指す。

２．電子納品対象書類

施工計画書、各種工事打合せ簿、完成図面、工事完成図書、工事写真帳を基本とし、その他納品が必要と思われる書類は協議の上、電子化対象とする。

３．電子化方法

（１）図面データ

監督員と協議の上決定したファイル形式で保存したものを提出すること。

（２）工事完成図書及び工事写真帳

作成した書類を PDF として保存したものを提出すること。

（３）その他の書類

押印済みの書類をスキャニングし、PDF 化したものを提出すること。

４．提出方法

（１）媒体

原本性確保の観点から、電子納品の媒体を光学ディスクとする。

（２）ラベル

ラベル面には、必要項目を表面に直接印刷、又は油性フェルトペンで表記し、表面に損傷を与えないように留意すること。

（３）コンピュータウイルス対策

電子成果品作成時には事前協議チェックシートに記載のウイルス対策ソフトの最新のウイルス定義ファイルに更新したうえでウイルスチェックを行い、ウイルスがないことを確認すること。その後ウイルスチェックに関する情報を記載すること。

（４）ファイル構成

電子化したデータに各々のファイルが判別しやすい名前を付けたうえで、種類ごとにフォルダ分けをすること。

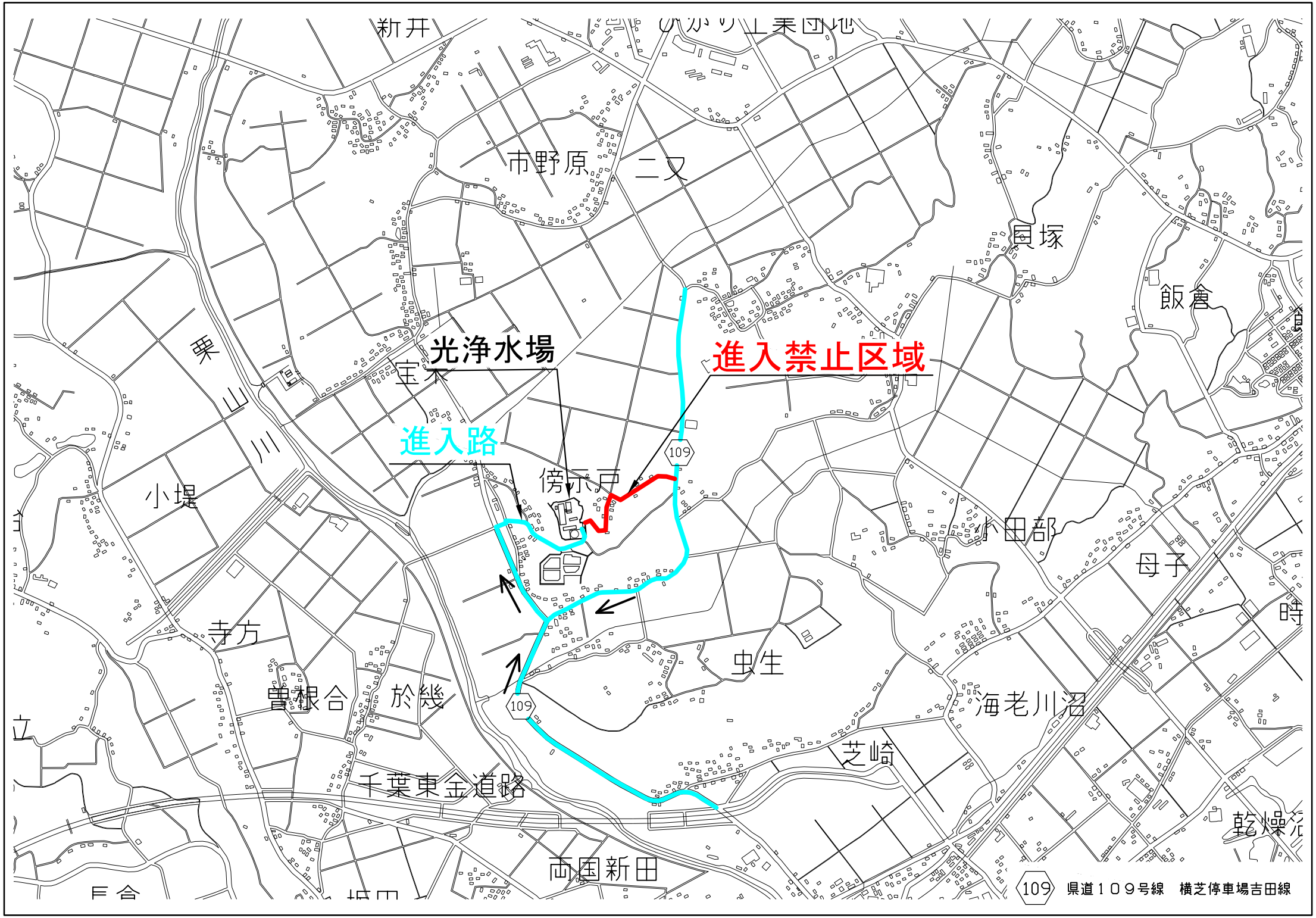
新井
市野原
二又
貝塚
飯倉
栗山川
光浄水場
宝木
進入禁止区域
進入路
109
傍示戸
小堤
小田部
母子
寺方
曽根合
於幾
虫生
海老川沼
芝崎
千葉東金道路
両国新田
109 県道１０９号線　横芝停車場吉田線

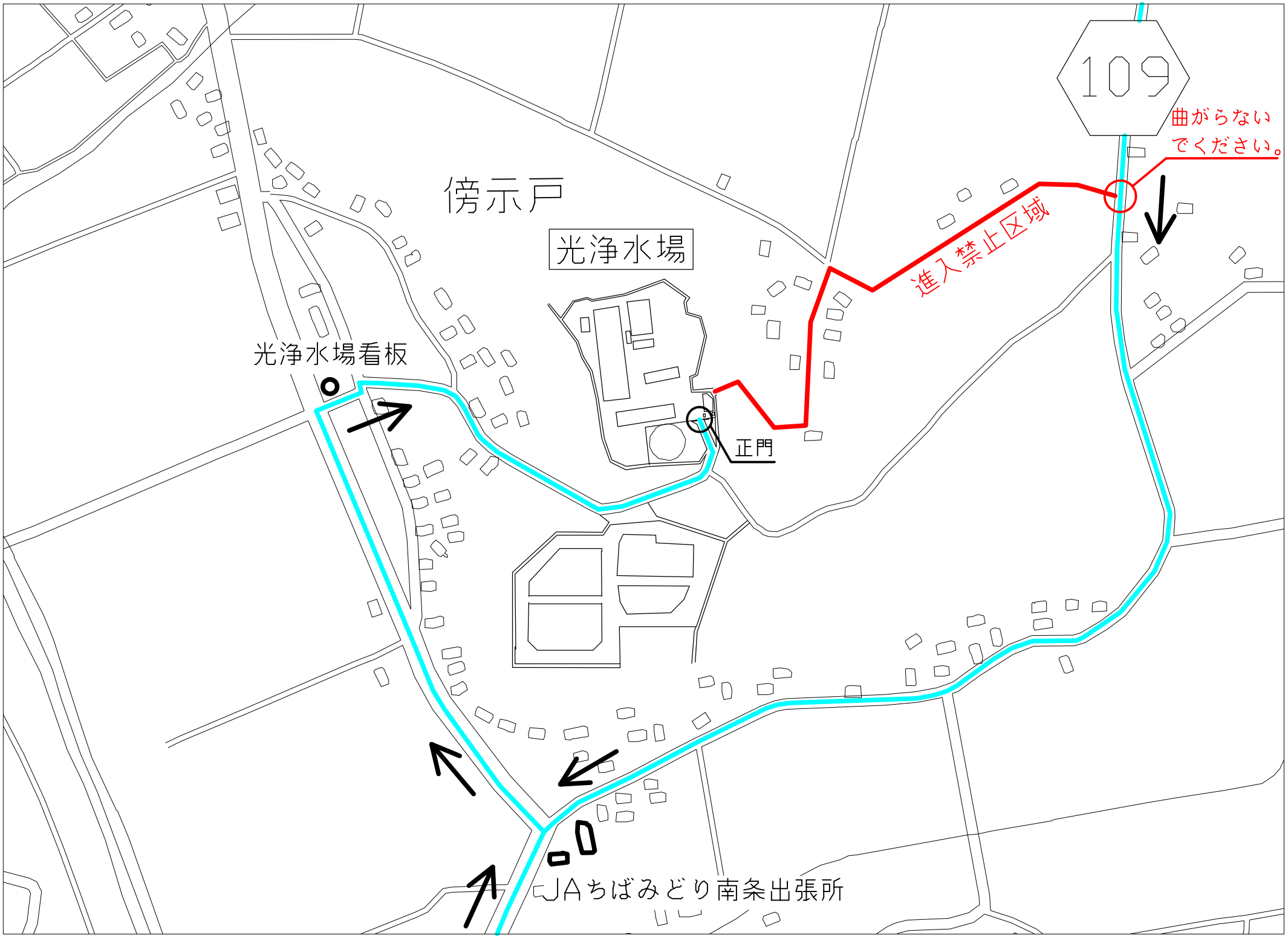
109
曲がらない
でください。
傍示戸
光浄水場
進入禁止区域
光浄水場看板
正門
JAちばみどり南条出張所

光浄水場平面図

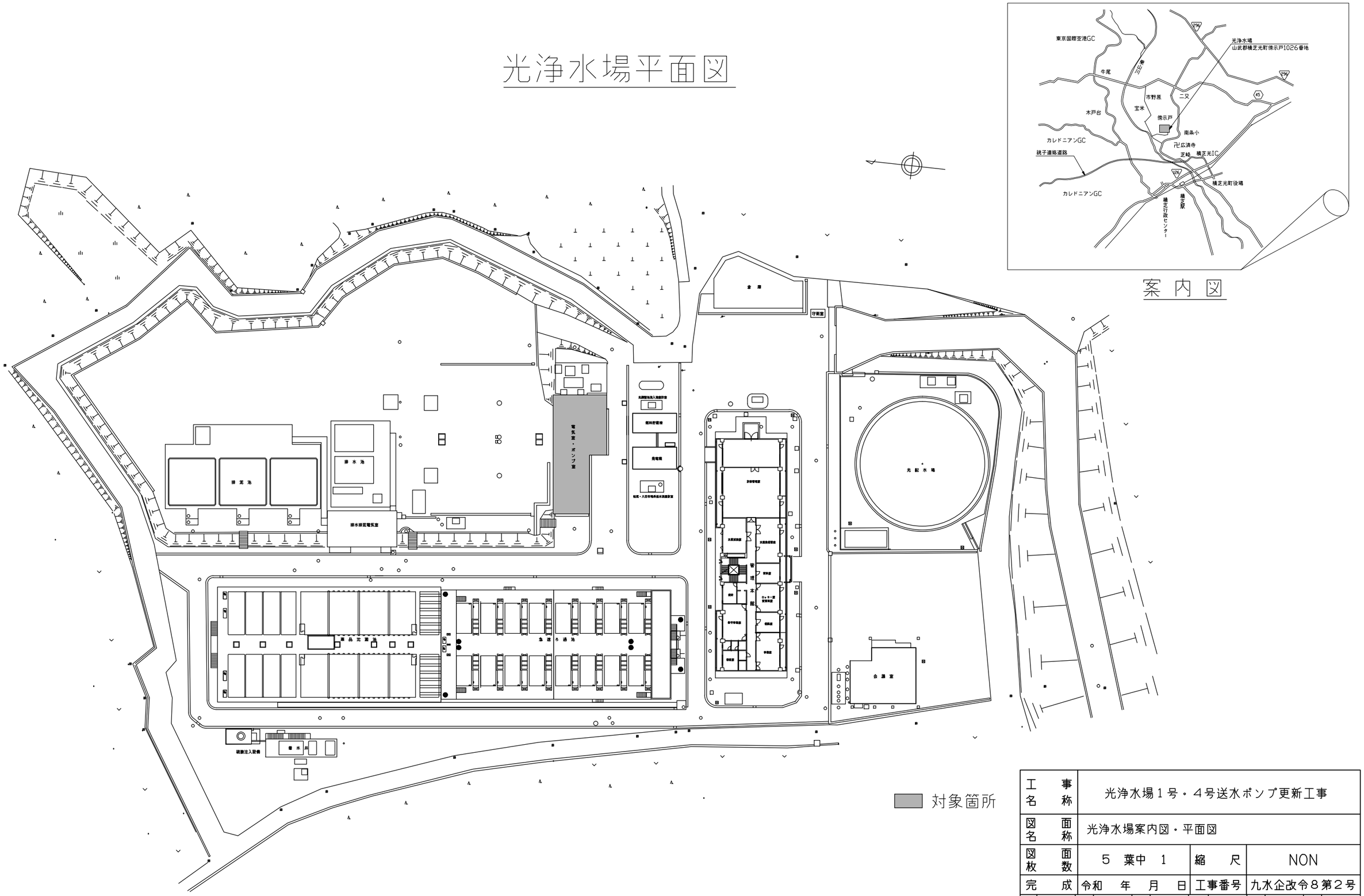

工事名称	光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事								
図面名称	光浄水場案内図・平面図								
図面枚数	５ 葉中 １			縮尺	NON				
完成	令和 年 月 日			工事番号	九水企改令８第２号				
課長		副課長		場長		副場長		班長		設計製図
九十九里地域水道企業団									

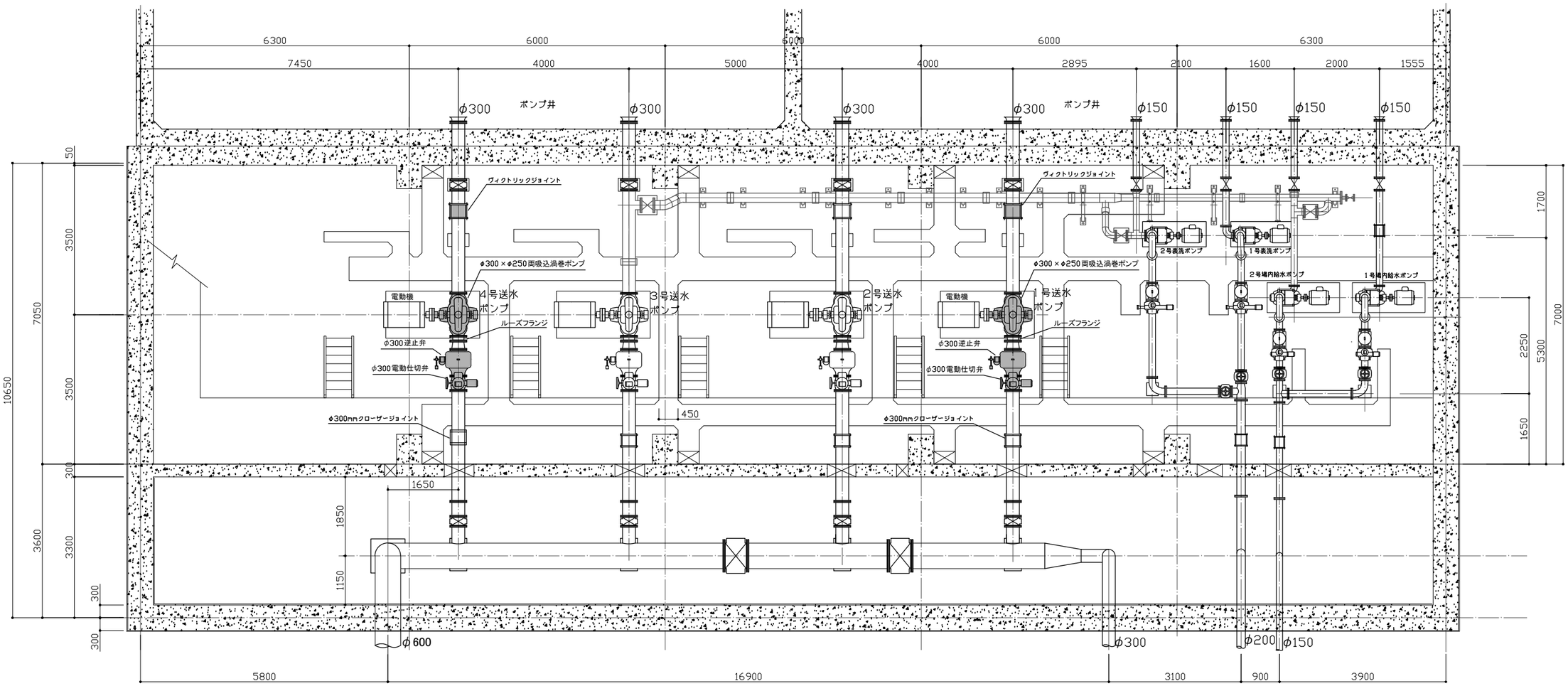

送水ポンプ室機器配置図

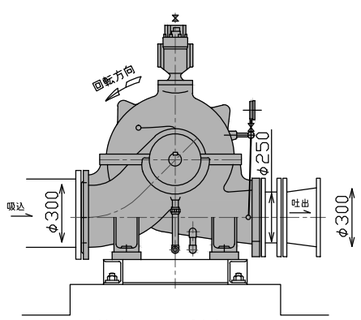

送水ポンプ側面図

対象箇所

（参考図）

工事名称	光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事										
図面名称	送水ポンプ室機器配置図										
図面枚数	５ 葉中 ２				縮尺	NON					
完成	令和 年 月 日				工事番号	九水企改令８第２号					
課長		副課長		場長		副場長		班長		設計製図	
九十九里地域水道企業団											

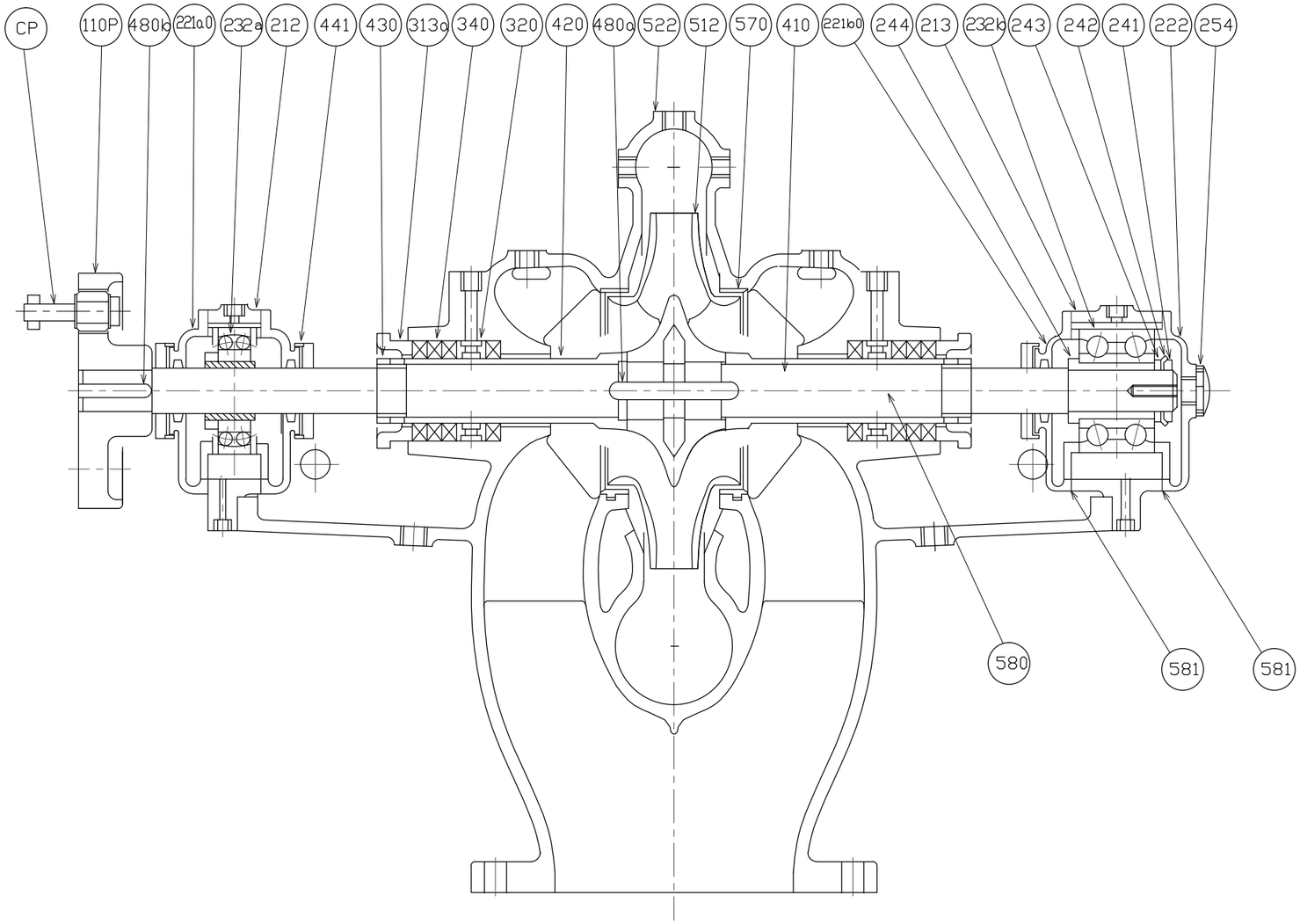

番号	名称	材質
213	スラスト軸受ケース	FC200
110P	軸継手	FC200
212	軸受ケース	FC200
221a0	軸受前蓋	FC200
221b0	軸受前蓋	FC200
222	軸受後蓋	FC200
232a	玉軸受（ラジアル）	SUJ
232b	玉軸受（スラスト）	SUJ
241	軸受ナット	S40C
242	軸受ロックプレート	SPCC
243	軸受カラー	SS41
244	アダプター	S40C
254	盲蓋	BSB
313a	三角型パッキン押え	BC6
320	盲蓋	BC6
340	グランドパッキン	P6501L
410	主軸	S45C
420	シャフトスリーブ	SUS304
430	スリーブナット	SUS304
441	水切	SUS403
480a	羽根車キー	S45C
480b	軸継手キー	S50C
512	羽根車	BC3
522	ケーシング（二割）	FC200
570	ライナリング	CAC406
CP	カップリング用ボルト・ナット・ゴムリング	SS400・NBR
580	シートパッキン	バルカー6500
581	軸受けカバーパッキン	プレスボード

（1号・4号）

型式：DF-SE　　回転数：1455 rpm

口径：300×250mm　　揚水量：8.5 m^3/min

揚程：50m　　動　力：110kW

送水ポンプ断面図

（参考図）

工事名称	光浄水場1号・4号送水ポンプ更新工事								
図面名称	送水ポンプ断面図								
図面枚数	5 葉中 3				縮尺	NON			
完成	令和　年　月　日				工事番号	九水企改令8第2号			
課長		副課長		場長		副場長		班長		設計製図	
九十九里地域水道企業団									

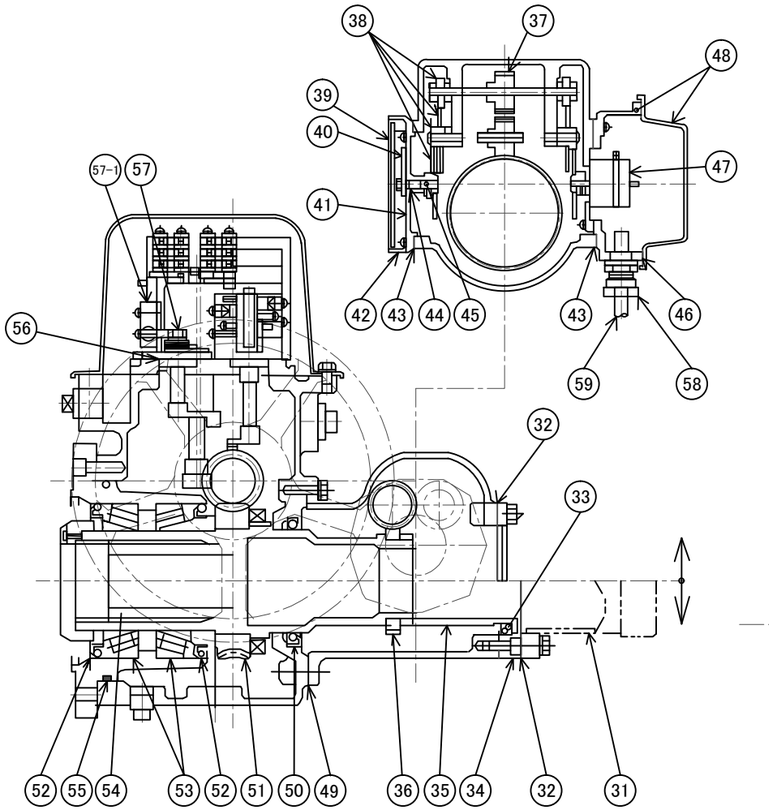

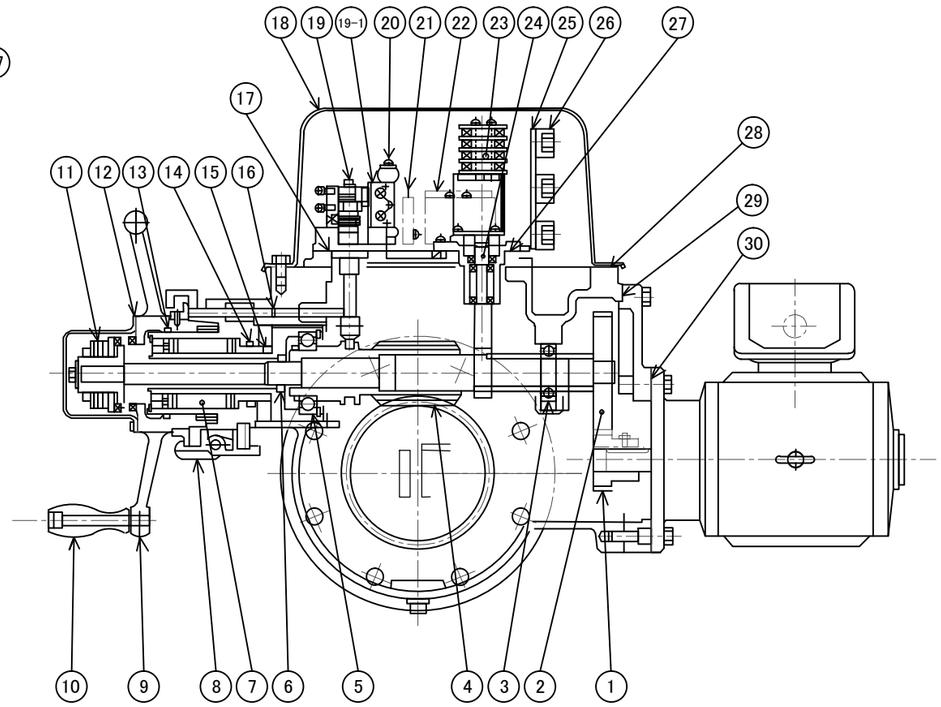

バルブコントロール詳細図

（LTKD-05）

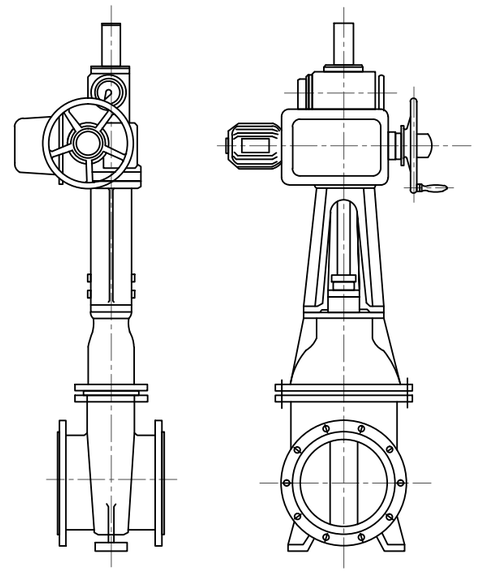

電動仕切弁外形図

（φ３００外ネジ式）

番号	名　　称	数量	番号	名　　称	数量	番号	名　　称	数量	番号	名　　称	数量
1	A ギ ヤ	1	17	O リング	1	32	ガスケット	1	48	発信器ケース	1
2	B ギ ヤ	1	18	スイッチカバー	1	33	オイルシール	1	49	ガスケット	1
3	ベアリング	1	19	トルクスイッチユニット	1式	34	スペーサ	1	50	オイルシール	1
4	ウオーム	1	19-1	マイクロスイッチ	2	35	ジョイント	1	51	ウオームホイール	1
5	ベアリング	1	20	スペースヒータ	1	36	開度計ウオーム	1	52	オイルシール	2
6	オイルシール	1	21	セイレスタ	1	37	開度計ウオームホイール	1	53	ベアリング	2
7	トルクスプリング	1式	22	セイミッタ	1	38	開度計ギヤ	1	54	ステムブッシュ	1
8	ハンドルキャッチ	1	23	リミットスイッチユニット	1式	39	透明カバー	1	55	O リング	1
9	手動ハンドル	1	24	リミットスイッチギヤユニット	1式	40	指示計	1	56	O リング	1
10	ハンドル握り	1	25	ターミナルサポート	1	41	目盛板	1	57	インターロックスイッチユニット	1式
11	スリップ装置	1式	26	ターミナル	1	42	ケース	1	57-1	マイクロスイッチ	1
12	ガスケット	1	27	O リング	1	43	ガスケット	1	58	コネクター	2
13	O リング	1	28	ガスケット	1	44	O リング	1	59	キャプタイアケーブル	1
14	O リング	1	29	ガスケット	1	45	シジシャフト	1			
15	O リング	1	30	ガスケット	1	46	ガスケット	1			
16	O リング	1	31	スピンドルカバー	1	47	発信器	1			

送水ポンプ用電動仕切弁・バルブコントロール詳細図

送水ポンプ用　φ300mm(LTKD-05)

（参考図）

工事名称	光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事								
図面名称	電動仕切弁・バルブコントロール詳細図								
図面枚数	５ 葉中 ４			縮　尺	NON				
完　成	令和　年　月　日			工事番号	九水企修令８第２号				
課長		副課長		場長		副場長		班長		設計製図
九十九里地域水道企業団									

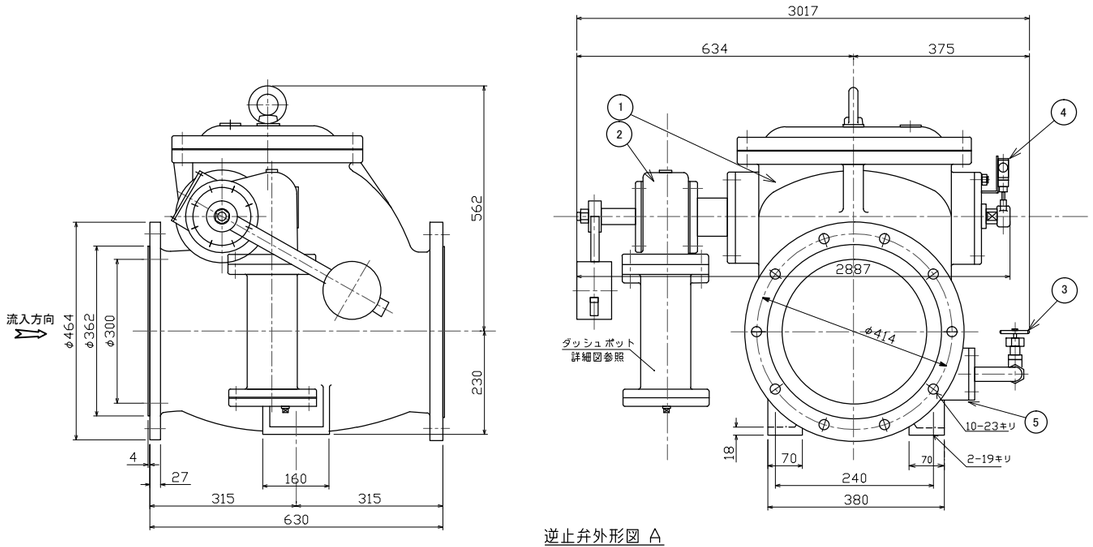

逆止弁外形図 A

フランジ規格：JIS B 2062RF

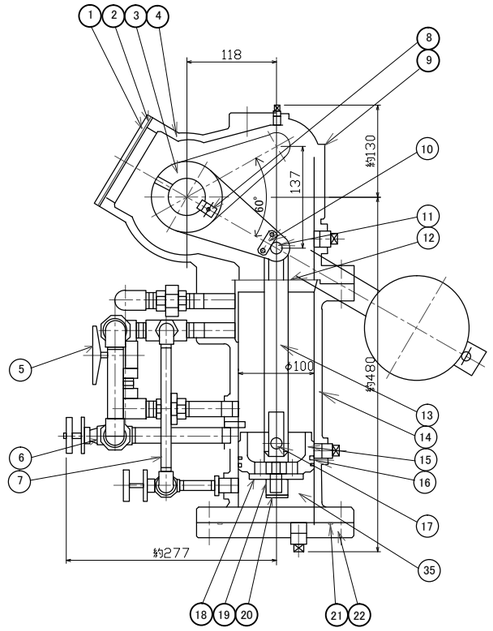

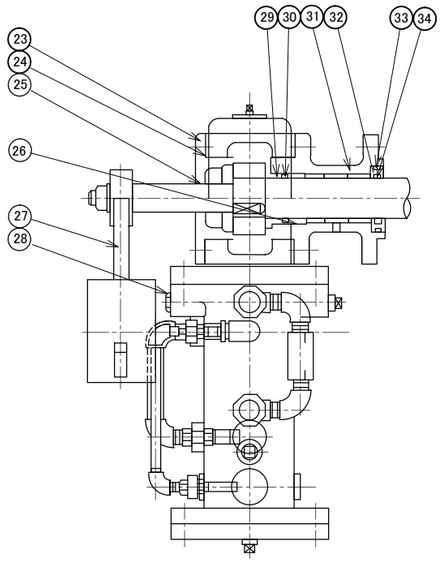

ダッシュポット詳細図 C

A

番号	名　　称	材 質	数量	備 考
1	バルブ本体部		1式	
2	ダッシュポット部		1	φ100
3	バイパス弁	SCS13	1	φ25
4	リミットスイッチ		1	
5	ガスケット	SBR	2	

C

番号	名　　称	材 質	数量	備 考
1	フ　タ	SS400	1	
2	ガスケット	耐油ゴム	1	
3	クランク	FC450-10	1	
4	クランクケース	FC200	1	
5	ボール弁	C3771B	1	
6	ニードル弁	C3771B	2	
7	配　管	SGP	1式	
8	押 工 板	SUS304	1	
9	銘　板	SUS304	1	
10	止 め 板	C2801P	1	
11	クランクピン	SUS403	1	
12	Oリング	合成ゴム	1	
13	ロ ッ ド	SS400	1	
14	シリンダー	FC200	1	
15	ピストン	FC200	1	
16	ピストンリング	FC	2	
17	ピストンピン	SUS403	1	
18	押エバルブ	S20C	1	

番号	名　　称	材 質	数量	備 考
19	スプリング	SWP	1	
20	スプリング押工	S20C	1	
21	Oリング	合成ゴム	1	
22	下カバー	SS400	1	
23	軸　受	FC200	1	
24	Oリング	合成ゴム	2	
25	Oリング	合成ゴム	1	
26	Oリング	合成ゴム	1	
27	ウェイトレバー	SS400	1	
28	オイルゲージ	—	1	
29	ブッシュ	CAC406	1	
30	Oリング	合成ゴム	1	
31	スタンド	FC200	1	
32	パッキンピース	CAC406	1	
33	Oリング	合成ゴム	1	
34	Oリング	合成ゴム	1	
35	オ イ ル	—	2.5L	高圧絶縁油

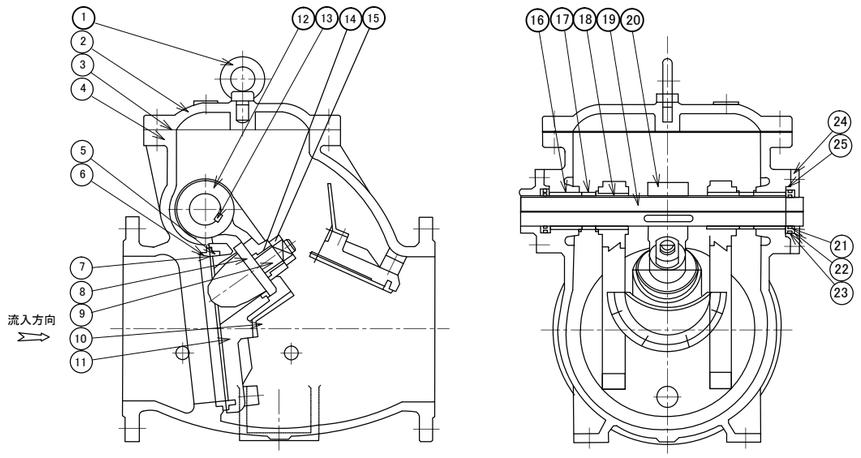

逆止弁断面図 B

B

部番	部品名称	材質	個数	
1	アイボルト	S20C	1	
2	フ　タ	FC200	1	
3	ガスケット	SBR	1	
4	弁　箱	FC200	1	
5	弁体弁座	CAC406	1	
6	弁箱弁座	CAC406	1	
7	弁体弁座（少）	SUS304	1	
8	弁　体（少）	SUS304	1	
9	子 弁 軸	SUS304	1	
10	逆流調整板	FC200	1	
11	弁　体	FC200	1	
12	六角穴付止ネジ	SUS304	1	
13	キ　ー	SUS420J2	1	
14	ブ ッ シ ュ	CAC406	1	
15	ナ ッ ト	SUS304	1	
16	ブ ッ シ ュ	CAC406	2	
17	カ ラ ー	SUS304	2	
18	ブ ッ シ ュ	CAC406	2	
19	弁　棒	SUS403	1	
20	アーム	FC450-10	1	
21	Oリング	NBR	1	
22	パッキンピース	CAC406	1	
23	Oリング	NBR	1	
24	サイドカバー	FC200	1	
25	Oリング	NBR	2	

送水ポンプ用　φ３００ｍｍ

（参考図）

工事名称	光浄水場１号・４号送水ポンプ更新工事				
図面名称	逆止弁詳細図				
図面枚数	5 葉中 5		縮　尺	NON	
完　成	令和　年　月　日		工事番号	九水企改令８第２号	
課長	副課長	場長	副場長	班長	設計製図
九十九里地域水道企業団					

送水ポンプ用逆止弁詳細図

（案）

収　入　印　紙

割印

建設工事請負契約書

１．工　　事　　名

２．工　事　場　所

３．工　　期　　自 令和　　年　　月　　日

　　至 令和　　年　　月　　日

４．工事を施工しない日

　工事を施工しない時間帯

［注］工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。

５．請 負 代 金 額

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額）

６．契 約 保 証 金

７．建設発生土の搬出先等

　建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

［注］この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入する。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。建設発生土を搬出しない場合は削除。

８．解体工事に要する費用等

　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 13 条第１項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式のとおりとする。

［注］建設リサイクル法の対象建設工事以外の場合は削除。

９．住宅建設瑕疵担保責任保険

［注］特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）第２条第５項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1) 保険法人の名称、(2) 保険金額、(3) 保険期間についてそれぞれ記入する。住宅建設瑕疵担保責任保険の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合の建設瑕疵担保割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。新築住宅の建築工事以外の場合は削除。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

（A）本契約の証として本書　通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

（B）本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

〔注〕（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和　　年　　月　　日

発注者　　住所

氏名　　印

受注者　　住所

氏名　　印

（総　　則）

第１条　発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

４　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

７　この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

８　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

９　この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11　この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（関連工事の調整）

第２条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工 程 表）

第３条　受注者は、この契約締結後 14 日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4)　この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5)　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（ 以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

３　第１項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第６項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の１以上としなければならない。

４　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は、第 48 条第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

５　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

６　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 14 条第２項の規定による検査に合格したもの及び第 38 条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第６条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の選定等）

第６条の２　受注者は、下請負契約を締結する場合には、当該契約の相手方を千葉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

２　受注者は、工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、当該契約の相手方は千葉県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

３　受注者は、調達する工事材料は千葉県産とするよう努めなければならない。

（下請負人の通知等）

第７条　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせたときは、発注者に対して九十九里地域水道企業団建設工事適正化指導要綱第 11 条第１項に規定する下請業者選定通知書を提出しなければならない。

２　前項の届出事項に変更があったとき、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。

３　発注者は、受注者に対し工事の適正な確保を図るために必要な事項の報告を求めることができる。

（下請負人等に対する受注者の義務）

第８条　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、建設工事標準下請契約約款（昭和 52 年４月 26 日中央建設業審議会勧告）、又は同約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結しなければならない。

２　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、その下請負人に対し、受注者から請け負った工事を更に第三者に一括して請け負わせることを禁止しなければならない。

３　受注者は、その請け負った工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、当該下請負人が賃金若しくは工事材料代金等の支払いを遅延しないよう、工事代金の支払等に際し適切な措置を講じなければならない。

４　受注者の下請負人がその請け負った工事の一部を更に第三者に請け負わせようとするときは、受注者は、当該下請負人に対し第１項及び第３項の規定に準じ適切な措置を講じさせなければならない。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の健康保険等加入義務等）

第８条の２　受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第２条第３項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

(1)　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

(2)　厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

(3)　雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

２　前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

(1)　受注者と直接下請契約を締結する下請負人　次のいずれにも該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2)　前号に掲げる下請負人以外の下請負人　次のいずれかに該当する場合

イ　当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる

場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合

ロ　発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から３０日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

（特許権等の使用）

第９条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

第 10 条　発注者は、監督職員を定め、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

２　監督職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1)　この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2)　設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

３　発注者は、２名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定による監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（現場代理人及び主任技術者等）

第 11 条　受注者は、現場代理人及び主任技術者等（建設業法第 26 条第１項に規定する主任技術者又は同条第２項に規定する監理技術者をいう。）を選定し、その氏名その他必要な事項を発注者に届け出なければならない。監理技術者補佐（建設業法第 26 条第３項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）、専門技術者（建設業法第 26 条の２に規定する技術者をいう。以下同じ。）を選定したときも同様とする。

２　前項の届出事項に変更があったときは、受注者は変更届を発注者に提出しなければならない。

３　現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほ

か、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第 13 条第１項の請求の受理、同条第３項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

4　発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者において定めた要件を満たした場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5　受注者は、第３項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

6　現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第 12 条　受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第 13 条　発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督職員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 14 条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、設計図書において監督職員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督職員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、第２項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督職員の立会い及び工事記録の整備等）

第 15 条　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督職員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督職員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督職員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

6　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 16 条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2　監督職員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第２項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性

能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

6　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

8　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

9　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは棄損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第 17 条　発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 18 条　受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督職員は、受注者が第 14 条第２項又は第 15 条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査する

ことができる。

3　前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第 19 条　受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　図面、仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

(2)　設計図書に誤謬又は脱漏があること。

(3)　設計図書の表示が明確でないこと。

(4)　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5)　設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2　監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

(1)　第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの　　発注者が行う。

(2)　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの　　発注者が行う。

(3)　第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの　　発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第 20 条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 21 条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は、前２項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（著しく短い工期の禁止）

第 21 条の２　発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第 22 条　受注者は、天候の不良、第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 23 条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 24 条　工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 25 条　請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協

議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 26 条　発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7　前 2 項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 27 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

３　監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 28 条　工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第 30 条第１項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 55 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 29 条　工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 55 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 30 条　工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（以下この条において「工事目的物等」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 55 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物等であって第 14 条第２項、第 15 条第１項若しくは第２項又は第 38 条第３項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下この条において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する

工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

5　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1)　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2)　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3)　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額を」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

第 31 条　発注者は、第９条、第 16 条、第 18 条から第 23 条まで、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

第 32 条　受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、第２項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

（請負代金の支払い）

第 33 条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3　発注者がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第 34 条　発注者は、第 32 条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3　発注者は、第１項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前金払）

第 35 条　（削除）

（保証契約の変更）

第 36 条　受注者は、前条第６項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　受注者は、第１項又は第２項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 37 条　（削除）

（部 分 払）

第 38 条　受注者は、工事の完成前に、出来形部分に相応する請負代金相当額の 10 分の９以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただ

し、この請求は、工期中（　　）回を超えることができない。

2　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分の確認を発注者に請求しなければならない。

3　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額
×（9／10－前払金額／請負代金額）

7　第５項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 39 条　工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第５項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2　前項の規定により準用される第 33 条第１項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第１項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝指定部分に相応する請負代金の額
×（１－前払金額／請負代金額）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 40 条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度　　円
年度　　円
年度　　円

2　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度　　円

年度　　円
年度　　円

3　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第 41 条　（削除）

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第 42 条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。なお、第 35 条第４項の規定により中間前金払を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2　この契約において、前払金又は中間前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第 38 条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1)　前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額≦請負代金相当額×9／10
－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）
－｛請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額＋出来高超過額)｝
×当該会計年度前払金額／当該会計年度の出来高予定額

(2)　前払金及び中間前払金の支払いを受けている場合

部分払金の額≦請負代金相当額×9／10－前会計年度までの支払金額
－（請負代金相当額－前会計年度までの出来高予定額）
×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）
／当該会計年度の出来高予定額

3　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度　　回
年度　　回
年度　　回

（第三者による代理受領）

第 43 条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 33 条（第 39 条において準用する場合を含む。）又は第 38 条の規定による支払いをしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 44 条　受注者は、発注者が第 35 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定による支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合

においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第 45 条　発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

2　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（契約不適合責任期間等）

第 46 条　発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第 32 条第４項又は第５項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2　前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から１年が経過する日まで請求等をすることができる。

3　前２項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4　発注者が第１項又は第２項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第７項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみ

なす。

5　発注者は、第１項又は第２項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

6　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

7　民法第 637 条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

8　発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9　引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の任意解除権）

第 47 条　発注者は、工事が完成するまでの間は、第 47 条の２又は第 47 条の３の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2　発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第 47 条の２　　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第５条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(2) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(3) 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。

(4) 第 11 条第１項に掲げる監理技術者等を設置しなかったとき。

(5) 正当な理由なく、第 45 条第１項の履行の追完がなされないとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第 47 条の３　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2)　この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

(3) 第５条第１項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(4) 第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。

(5) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(6) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(7) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(8) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(9) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(11) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(12) 第 50 条又は第 50 条の２の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与しているものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることをしりながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 47 条の４　第 47 条の２各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者の損害賠償請求等）

第 48 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 工期内に工事を完成することができないとき。

(2) この工事目的物に契約不適合があるとき。

(3) 第 47 条の２又は第 47 条の３の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第 47 条の２又は第 47 条の３の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第 165 条第１項に規定する違約金の率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

6　第２項の場合（第 47 条の３第１号、第２号、第 11 号及び第 13 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第 49 条　発注者は、第 47 条の２又は第 47 条の３の規定により受注者とのこの契約を解除する場合において、受注者の所在を確認できないときは発注者の事務所にその旨を掲示することにより、受注者への通知にかえることができるものとする。この場合におけるその効力は、掲示の日から 10 日を経過したときに生ずるものとする。

（受注者の催告による解除権）

第 50 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 50 条の２ 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第 20 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第 21 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の５（工期の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 50 条の３　第 50 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の損害賠償請求等）

第 50 条の４　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 50 条又は第 50 条の２の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2　第 33 条第２項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第８条第１項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100 円未満の端数があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 51 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検

査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第１項の場合において、第 35 条（第 41 条において準用する場合を含む。）の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額及び中間前払金の額（第 38 条及び第 42 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 47 条の２、第 47 条の３又は第 48 条第３項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、第 48 条第５項に規定する率で計算した額の利息を付した額を、解除が第 47 条、第 50 条又は第 50 条の２の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条の２、第 47 条の３又は第 48 条第３項の規定によるときは発注者が定め、第 47 条、第 50 条又は第 50 条の２の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については

発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第 51 条の２　受注者は、第４７条の３第１号又は第２号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に該当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、第４７条の３第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（工事妨害又は不当要求に対する措置）

第 52 条　受注者は、工事の施工に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1)　暴力団等（暴力団対策法第２条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。）

(2)　受注者の下請業者が暴力団等から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届出ること。

（遵守義務違反）

第 53 条　発注者は、受注者が前条に違反した場合は、九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。

（賃金不払等に関する勧告）

第 54 条　発注者は、受注者の下請負人が当該工事に対する賃金の支払いを遅滞した場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して支払いを遅滞した賃金のうち、当該工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払すること、その他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

２　発注者は、受注者の下請負人が、当該工事の施工に関し、他人に損害を加えた場合において、必要があると認められるときは、受注者に対して、当該他人が受けた損害につき、適正と認められる金額を立替払すること、その他の適切な措置等を講ずることを勧告することができる。

（火災保険等）

第 55 条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第 56 条　この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による千葉県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督職員の職務の執行に関する紛争については、第 13 条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲　　裁）

第 57 条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（準　　用）

第 58 条　令和８年４月１日以降については、第７条中「九十九里地域水道企業団建設工事適正化指導要綱第 11 条第１項」とあるのは「千葉県建設工事適正化指導要綱第 11 条第１項」と、第 48 条第５項中「九十九里地域水道企業団財務規程（平成３年４月１日管理規程第２号）第 165 条第１項」とあるのは「千葉県企業局財務規程（昭和 39 年千葉県水道局管理規程第６号）第 171 条第１項」と、第 53 条中「九十九里地域水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 18 年九十九里地域水道企業団告示第 11 号）」とあるのは「千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年６月１日施行）」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項に規定するほか、令和８年４月１日以降については、本契約書記載の「九十九里地域水道企業団」とあるのは「千葉県企業局」と読み替えて、これらの規定を準用する。

（法令遵守）

第 59 条　受注者は、工事の施工に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補　　則）

第 60 条　この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第２　事務従事者への周知及び監督

（事務従事者への監督）

１　乙は、この契約による事務を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

２　乙は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

⑴　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと

⑵　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと

第３　個人情報の取扱い

（収集の制限）

１　乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

２　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

３　乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

４　乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務を甲が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

５　乙は、甲の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

６　乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された機器等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第４　再委託の制限

乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第５　事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

第６　情報システムを使用した処理

乙は、情報システムを使用してこの契約による事務を行う場合には、この特記事項のほか、最高情報セキュリティ責任者（総務部デジタル改革推進局デジタル推進課が所管する千葉県情報セキュリティ対策基準（平成１４年３月１５日制定）５（１）アに規定する職にある者をいう。）の定める「データ保護及び管理に関する特記仕様書」等を遵守する。

第７　機器等の返還等

乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第８　甲の調査、指示等

（調査、指示等）

１　甲は、乙がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、甲は、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

２　甲は、乙がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙の名称等の必要な事項を公表することができる。

第９　契約の解除及び損害の賠償

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び乙に対して損害の賠償を請求することができる。

(1)　乙又は乙の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受託者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき

(2)　乙がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき

注

１　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

２　委託に係る事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することとする。

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

（総則）

第１条　この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

（談合その他の不正行為に係る解除）

第２条　九十九里地域水道企業団（以下「甲」という。）は、契約の相手方（以下「乙」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条第１項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第７条の２第１項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

（２）乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は同法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

２　乙が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第３条　乙は、前条第１項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第１項第１号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項第３号及び同項第６号に基づく不公正な取引方法（昭和５７年６月１８日公正取引委員会告示第１５号）第６項に規定する不当廉売である場合、その他甲が認める場合はこの限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、甲は、甲の生じた事実の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

３　前２項の場合において、乙が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（暴力団等排除に係る解除）

第４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められるとき。

（２）乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴対法第２条第２号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

（３）乙の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）乙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）乙の役員等が、暴力団、暴力団員又は（１）から（４）に該当する法人等（有資格業者でないものを含む。）であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（６）乙が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

２　乙が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

３　乙は、前２項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の１０分の１に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

４　契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該保証金を違約金に充当することができる。

５　本条第１項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第５条　乙は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

２　乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

（準用）

第６条　令和８年４月１日以降については、第２条中「九十九里地域水道企業団」とあるのは「千葉県」と読み替えて、これらの規定を準用する。